

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	2
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (環境対策課)	5
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計管理課)	5
公 告	
○換地処分公告 (農業基盤課)	5
正 誤	
○正誤(平22・6・4付け 目次ほか)	6

告 示

高知県告示第530号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、奈半利町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
—	ナマキ	乙1145の3、乙1145の4、乙1146の2、乙1146の3	—	平松
	妙見ノ西	乙2077の2の一部、乙2081の2、乙2082の一部、乙2083から乙2086ま		

	で、乙2087の1の一部、乙2087の2、乙2088の1の一部、乙2090の一部、乙2091の1の一部				シデイノ岡	乙2174の1の一部、乙2174の2の一部、乙2174の3の一部、乙2176の1、乙2176の2、乙2177、乙2178、乙2179の1の一部、乙2180の一部	北深田
シデイノ岡	乙2149の一部、乙2151の一部、乙2152の一部、乙2153の一部、乙2154の1、乙2155の一部、乙2161の1の一部、乙2161の3の一部、乙2162の4、乙2162の5の一部、乙2166の2の一部、乙2166の4の一部、乙2168の1の一部、乙2170の1の一部、乙2171の1から乙2171の3まで、乙2173の1の一部、乙2174の1の一部				北深田	乙2409の一部、乙2410の一部、乙2411の一部、乙2416の一部、乙2417の一部、乙2418、乙2419、乙2420の一部、乙2421の一部、乙2424の一部、乙2425、乙2426の1の一部、乙2426の2、乙2428の一部、乙2429の一部、乙2457の1の一部、乙2458の一部、乙2459の1の一部	中川原
北深田	乙2404の1の一部、乙2404の2、乙2405の一部、乙2408の一部、乙2409の一部、乙2410の一部					乙2438の3の一部、乙2439、乙2440の一部、乙2445の一部、乙2446の一部、乙2447の1、乙2447の2、乙2448の1、乙2449の1、乙2449の2、乙2450、乙2451、乙2452の一部、乙2456の1の一部、乙2457の1の一部	普光院
中川原	乙2498の一部、乙2499の一部						
平松	乙1928の1の一部、乙1928の3の一部、乙1933の一部			シデイノ岡	明實	乙3418の1の一部、乙3418の2の一部、乙3419の1の一部	
妙見ノ西	乙2087の1の一部、乙2092の一部				北深田	乙2452の一部、乙2453、乙2454の1、乙2454の2、乙2455の1、乙2456の1の一部、乙2456の2、乙2457の1の一部、乙2458の一部、乙2459の1の一部、乙2459の2	樋ノ口
平松	乙1954の1の一部、乙1954の2、乙1954の3、乙1955の1の一部、乙1955の2、乙1956の1の一部、乙1956の2の一部、乙1956の3、乙1956の4、乙1957の1の一部、乙1957の3			妙見ノ西	中川原	乙2461の一部、乙2471の一部、乙2474の一部	

普光院	乙3013の1の一部、乙3014、乙3015、乙3016の一部、乙3017の一部、乙3216の3の一部	明實
樋ノ口	乙3011の2、乙3012の1の一部、乙3012の2	
普光院	乙3215の1の一部、乙3216の1、乙3216の2、乙3216の3の一部、乙3216の4、乙3219、乙3221、乙3222の一部、乙3223の一部	中里
中里	乙3242の1の一部	
普光院	乙3226の一部	
明實	乙3409の1の一部、乙3411の1の一部、乙3411の2の一部、乙3416の1の一部、乙3416の2の一部、乙3417の一部、乙3418の1の一部、乙3418の2の一部	

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の一部を含むものとする。

高知県告示第531号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定した岡豊鳥獣保護区、今ノ山鳥獣保護区、八面山鳥獣保護区及び赤高山鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成22年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
岡豊鳥獣保護区	南国市岡豊町八幡の国道32号と県道八幡大津との接点を起点とし、同所から同県道を南西進し国分川右岸との交	平成22年11月1日から平成32年11

	点（岡豊橋北詰め）に至り、同所から同右岸を西進し同市蒲原の同市と高知市との境界との交点（小山橋北詰め）に至り、同所から同境界を北西進し逢坂峠の同国道との交点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	月14日まで
今ノ山鳥獣保護区	土佐清水市の四万十森林管理署管轄国有林267林班ほ小班及び273林班ち小班的全区域並びに幡多郡三原村の四万十森林管理署管轄国有林3林班ほ小班的全区域	平成22年11月15日から平成32年11月14日まで
八面山鳥獣保護区	四万十市の四万十森林管理署管轄国有林1林班、2林班及び3林班の全区域	平成22年11月15日から平成32年11月14日まで
赤高山鳥獣保護区	幡多郡大月町の四万十森林管理署管轄国有林304林班（同林班内の民有地を含む。）の全区域	平成22年11月15日から平成32年11月14日まで

高知県告示第532号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成22年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
下山特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸市下山の市道大山台地線と農道（通称丸畝農道）との接点を起点とし、同所から同市道を北西進し通称堂ヶ谷との接点に至り、同所から同谷を北東進し堂ヶ谷池に通ずる水路との接	平成22年11月15日から平成32年11月14日まで	銃器

	点に至り、同所から同水路を南東進し同池の南西端に至り、同所から同池の水門越流時の水位線を北東進、南進及び東進し同池の南東端に至り、同所から果樹園（同市下山字上子ゴロ649-1から649-3まで）と山林（同市下山字上子ゴロ2404）との境界の北西端を見通す線を南東進し同境界の北西端に至り、同所から同境界を南東進し同農道に通ずる歩道の終点に至り、同所から同歩道を南東進し同農道との接点に至り、同所から同農道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域		
波介特定猟具使用禁止区域（銃）	土佐市高岡町の国道56号と市道市役所前尾崎橋線との接点を起点とし、同所から同市道を南進し市道下波介塚地線との接点に至り、同所から同市道を西進し県道家俊岩戸真幸との接点に至り、同所から同県道を西進し浅井川左岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を北西進し波介川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を南西進し同県道との交点に至り、同所から同県道を西進し同川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東進し同市甲原字定物沢と字川ノ丁との字界の農道との接点に至り、同所から同農道を北進し市道ウルシノ木原ヶ崎線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道豊田ハラタ線との接点に至り、同所から同市道を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進し市道六分一四方寺線との交点に至り、同所から同市道を南東進し蓮池農道12号線との接点に至り、同所から同農道を東進し同農道の終点に至り、同所から通	平成22年11月15日から平成32年11月14日まで	銃器

	<p>称白山（標高43.5メートル）沿いの農道を南東進し蓮池農道1号線との接点に至り、同所から同農道を南進し通称バカ堀川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北東進し竜雲川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>				<p>北詰め）に至り、同所から同左岸（新荘川特定猟具使用禁止区域（銃）の境界）を北西進し同市岡本の国道197号と市道岡本12号線との接点の真南の地点に至り、同所から同接点を見通す線を北進し同接点に至り、同所から同市道を東進し市道岡本1号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道岡本2号線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>		<p>中村特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>四万十市中村の後川橋北詰めを起点とし、同所から国道439号を北進し県道安並佐岡との接点に至り、同所から同県道を南東進し市道佐岡下田分岐線との接点に至り、同所から同市道を南東進し国道56号との接点に至り、同所から同国道を西進し市道角崎線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道角崎堤防線との接点に至り、同所から同市道を南東進し農道との接点に至り、同所から同農道を西進し同市不破のサイクリングロードの終点に至り、同所から南東を見通す線を直進し国道321号線と市道甲ヶ峯線との接点に至り、同所から同市道を南東進し中筋川左岸にある国土交通省設置の中筋川距離標2K/800に至り、同所から同川右岸にある同省設置の中筋川距離標2K/800を見通す線を南西進し市道坂本山路線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道坂本森沢線との接点に至り、同所から同市道を西進し同省管理道との接点に至り、同所から同管理道を西進し同右岸にある同省設置の中筋川距離標6K/000に至り、同所から同川左岸にある同省設置の中筋川距離標6K/000を見通す線を北進し国道56号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道工業団地1号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道豊後谷線との接点に至り、同所から同市道を西進し同市道の終点に至り、同所から農道を北西進し通称入田越歩道との接点に至り、同所から同歩道を北進し通称高森山歩道との接点に至り、同所から同歩道を東進しNHK</p>
<p>寺山特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>土佐市蓮池の市道政光線の泉田橋北詰を起点とし、同所から竜雲川右岸を南東進し通称バカ堀川左岸との接点に至り、同所から同左岸を南西進し蓮池農道1号線との交点に至り、同所から同農道を北進し通称白山（標高43.5メートル）沿いの農道との接点に至り、同所から同農道を北西進し蓮池農道12号線との接点に至り、同所から同農道を西進し市道六分一四方寺線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道六分一本線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道宇都木六分一線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道六分一政光線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道政光線との接点に至り、同所から同市道を東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>		<p>中筋川ダム特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>宿毛市平田町戸内の県道土佐清水宿毛と林道角ヶ峠線との接点を起点とし、同所から同県道を南進及び東進し中筋川ダム管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し林道黒川線との接点に至り、同所から同林道を北進、北東進及び南東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南東進し同市と幡多郡三原村との境界との交点に至り、同所から同県道を東進し村道清水川久礼ノ川線との接点（清水川橋北詰め）に至り、同所から同村道を南西進及び西進し市道久礼ノ川線（久礼広橋西詰め）に通ずる私道との接点に至り、同所から同私道を西進及び北西進し同市道との接点（久礼広橋西詰め）に至り、同所から同市道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し梅ノ木トンネルの出口に至り、同所から同トンネルの上部にある林道角ヶ峠線の終点の車回しを見通す線を北西進し同車回しに至り、同所から同林道を西進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>
<p>須崎特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>須崎市池山の国道56号と市道池の内1号線との接点を起点とし、同所から同国道を南進し同市泉町の同市道との接点に至り、同所から同市道を北西進及び東進して起点に達する線に囲まれた区域並びに同市西町の同国道と市道岡本2号線との接点（須崎トンネル南口）を起点とし、同所から同国道を南西進し新荘川左岸との交点（新荘川橋</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>				

	<p>中村スタジオ中継所に至り、同所からNHK専用道路を北東進し市道具同入田線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道入田1号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道具同三里線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道中村下ノ加江との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道百笑堤防線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道城西線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同市中村地区と中村丸の内地区との地区界との接点に至り、同所から同地区界を北東進し国道441号との接点に至り、同所から同国道を北西進し大用寺橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し同橋北詰めに至り、同所から東を見通す線を直進し後川左岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>			<p>中筋川 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)</p>	<p>四万十市楠島の市道楠島森沢線と中筋川左岸の国土交通省管理道との交点（楠島橋北詰め）を起点とし、同所から同橋を南西進し同川右岸の同省管理道との接点に至り、同所から同管理道を北西進し同右岸の同省設置の中筋川距離標10K／600に至り、同所から同川左岸の同省設置の中筋川距離標10K／600を見通す線を北進し同左岸の同省管理道との接点に至り、同所から同管理道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>		<p>駄馬小 草山特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)</p>	<p>高岡郡津野町白石の国道197号と農道大川線との接点を起点とし、同所から同国道を西進し町道駄馬線との接点に至り、同所から同町道を南東進し県道大野見葉山との接点に至り、同所から同県道を西進し通称鈴ヶ谷との接点（同町白石1864-2）に至り、同所から同谷を北西進し標高282メートルの三角点に至り、同所から同町道との接点に至る稜線を北西進し同町道に至り、同所から同町道を北東進及び南東進し同町白石甲2167に至り、同所から同農道に至る稜線を南東進し同農道との接点に至り、同所から同農道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>
<p>間崎特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)</p>	<p>四万十市間崎の国道321号と間崎堤防四万十川側法尻との接点を起点とし、同所から同堤防四万十川側法尻を南東進し津蔵淵水門との接点に至り、同所から津蔵淵川左岸を南西進、北西進及び南西進し同国道との交点（北川橋北詰め）に至り、同所から同国道を北西進し農道との接点に至り、同所から同農道を北西進し市道間崎津蔵淵線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道間崎オドリ場線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>	<p>大野特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)</p>	<p>高岡郡津野町大野の町道安奈路線と町道舟野白河線との接点を起点とし、同所から同町道を南西進し町道西黒川線との接点に至り、同所から同町道を北西進し東黒川川左岸との交点（大黒橋東詰め）に至り、同所から同左岸を北西進し通称桃ノ木サコ谷との接点に至り、同所から同谷を北東進し同町大野集落と藤の川集落との集落界の稜線との接点（同町大野字桃ノ木サコ257-3）に至り、同所から東に下る通称ナベラ谷を北東進し同町大野字ナベラ谷574から町道安奈路線の同町大野字ナベラ谷847を見通す線との接点に至り、同所から同町大野字ナベラ谷847を見通す線を北東進し同所（同町大野字ナベラ谷847）に至り、同所から同町道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>		<p>北ノ川 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)</p>	<p>高岡郡四万十町大正北ノ川の国道381号と町道打井川家地川線との接点（上宮橋北詰め）を起点とし、同所から同町道を南西進、北西進及び北東進し町道北ノ川上宮線との接点に至り、同所から同町道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進し町道北ノ川弘瀬峠線との接点に至り、同所から同町道を北東進し町道北ノ川相去線との接点に至り、同所から同町道を北東進し町道北ノ川2号線との接点に至り、同所から同町道を南西進し町道北ノ川弘瀬峠線との接点に至り、同所から同町道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>
									<p>入野特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)</p>	<p>幡多郡黒潮町下田の口の国道56号と県道中村下田ノ口との接点を起点とし、同所から同国道</p>	<p>平成22年11月15日から平成32年11</p>	<p>銃器</p>

止区域 (銃)	を北東進し農道みのこし線との 接点に至り、同所から同農道を 北西進し公園連絡道との接点に 至り、同所から同連絡道を北西 進及び東進し農道七貫スケン谷 線との接点に至り、同所から同 農道を東進し同国道との接点に 至り、同所から同国道を北東進 及び南東進し町道東八反芝線と の接点に至り、同所から吹上川 右岸の河口を見通す線を南西進 し同河口の満潮位の海岸線に至 り、同所から同海岸線を南西進 し入野漁港防波堤との接点に至 り、同所から同防波堤の外周を 南西進し蛸瀬川左岸の河口に至 り、同所から同左岸を北西進及 び南西進し同県道との交点（蛸 瀬橋北詰め）に至り、同所から 同県道を南東進し同川右岸との 交点（蛸瀬橋南詰め）に至り、 同所から同右岸を南西進、西進 及び北進し大方西部地区県営ほ 場整備事業下田ノロの外周農道 との交点に至り、同所から同農 道を西進及び北西進し土佐くろ しお鉄道株式会社中村線との交 点（第5田ノロ橋梁 ^{ハシ} ）に至り、 同所から同農道を延長した線上 を直進し同国道との交点に至 り、同所から同国道を北東進し て起点に達する線に囲まれた区 域（入野浜鳥獣保護区の区域を 除く。）	月14日まで
------------	--	--------

高知県告示第533号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域
を次のとおり指定する。

平成22年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定区域

室戸市羽根町中峯乙4127番地、4128番地、4129番地、4132番
地、4133番地、4134番地、4136番地、4137番地1、4137番地
2、4137番地3、4138番地、4139番地、4140番地、4141番地、

4142番地、4143番地、4144番地、4145番地、4146番地、4147番
地、4148番地及び4149番地の各一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生
省令第35号）第12条の31第2号に掲げる埋立地

高知県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年9月10日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 柏島二ツ石

3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町柏島字 東大戸山697番10か ら 幡多郡大月町一切字 三り堂214番78まで	前	28.2 }	76
	後	27.3 }	76

高知県告示第535号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行
規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により次
のとおり告示する。

平成22年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名
称並びに代表者の職名及び氏名

高知市五台山5015番地1

全国農業協同組合連合会高知県本部

本部長 柳瀬 一範

2 売りさばき所の所在地及び名称

高知市海老ノ丸43-1 高知県広域食肉センター内

全国農業協同組合連合会高知県本部食肉事業課

3 廃止年月日

平成22年8月23日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定
により、県営地域開発関連整備事業に係る本村部地区（本村部換
地区）の換地処分を平成22年8月12日に行ったので、同条第10項
において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告
する。

平成22年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・6・4	9243	目次	1	左 (31・32)	○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (2件)	○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (2件)
		○告示	5		<p>高知県告示第349号 <u>売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第3項の規定により次のとおり告示する。</u> 平成22年6月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1. <u>売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名</u> 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁消費生活協同組合 代表理事 片岡 亘</p> <p>2. <u>廃止された売りさばき所の所在地及び名称</u> 安芸市宝永町1-32 高知県庁消費生活協同組合 安芸病院支部</p> <p>3. 廃止年月日 平成22年5月18日</p> <p>高知県告示第350号 <u>売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第3項の規定により次のとおり告示する。</u> 平成22年6月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1. <u>売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名</u> 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁消費生活協同組合 代表理事 片岡 亘</p> <p>2. <u>廃止された売りさばき所の所在地及び名称</u> 宿毛市山奈町芳奈3-1 高知県庁消費生活協同組合 幡多けんみん病院支部</p> <p>3. 廃止年月日 平成22年5月18日</p>	<p>高知県告示第349号 <u>売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第3項の規定により次のとおり告示する。</u> 平成22年6月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1. <u>業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名</u> 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁消費生活協同組合 代表理事 片岡 亘</p> <p>2. <u>売りさばき所の所在地及び名称</u> 安芸市宝永町1-32 高知県庁消費生活協同組合 安芸病院支部</p> <p>3. 廃止年月日 平成22年5月18日</p> <p>高知県告示第350号 <u>売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第3項の規定により次のとおり告示する。</u> 平成22年6月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1. <u>業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名</u> 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁消費生活協同組合 代表理事 片岡 亘</p> <p>2. <u>売りさばき所の所在地及び名称</u> 宿毛市山奈町芳奈3-1 高知県庁消費生活協同組合 幡多けんみん病院支部</p> <p>3. 廃止年月日 平成22年5月18日</p>
平22・7・30	9259付録	目録	1	右	高知県収入証紙売りさばき所の廃止	高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止